



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

首相・閣僚は、靖国神社への参拝・「真榊」「玉串料」等の奉納を しないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、歴代の総理及び閣僚に対し、憲法第20条の「政教分離原則」を厳格に守ることを求め、靖国神社・護国神社・伊勢神宮等、戦前・戦中における「国家神道」の中心的な施設への関わりを持つことのないよう一貫して要請してきました。

これらの宗教施設は、「明治」政府によって新設また改変され、「祭政一致」を唱える「宗教国家」たる「大日本帝国」の一機関として、政府による国民統制の手段として利用されたものです。

歴史の改変また捏造と言うべき「万世一系」「皇記2600年」といった、歴史的根拠も客観的視点も持たない一方的な主張によって国民を洗脳し、帝国主義を「五族協和」、植民地支配を「大東亜共栄圏」等の美辞麗句で覆い隠し、ついには撤退を「転進」、全滅を「玉砕」、自爆攻撃を「特別攻撃」と言い換えるような、現実から目を背け、願望を事実と見なす無責任きわまりない政府による誤った政策によって、2000万人に及ぶアジア諸国の人々のいのちが奪われ、自国においても310万人を超える犠牲者が出ました。この災禍を生み出すことになった国家神道体制と侵略戦争への反省から、日本国憲法はきわめて厳格な政教分離原則を定めています。

戦後、靖国神社は、一宗教法人となりましたが、侵略・加害への反省はなく、戦前・戦時下と変わらず戦没者を神として祀り、その死を殉国行為として無条件に美化する思想を推し進めています。

「国民の僕」であるはずのあなたや閣僚、国会議員が、靖国神社に参拝したり、「真榊」や「玉串料」を奉納するなど、様々な形で関わることは、憲法によって明白に否定されたはずの「国家神道体制」を支持することに他ならず、見過ごすことはできません。

私たちは、憲法によってその地位が与えられ、憲法尊重擁護義務を課せられている内閣総理大臣以下の閣僚、国会議員である政党役職者らが、憲法の理念を否定する靖国神社や護国神社、伊勢神宮へ参拝をしないよう、また「真榊」「玉串料」奉納等の関わりをもつことのないよう改めて要請します。そして、憲法の定める「政教分離原則」を厳格に遵守するよう、加えてここに求めます。

2022年7月4日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也